

大阪商工会議所への入会をご希望の皆様へ

大阪商工会議所人材開発部

このたびは、「メンタルヘルス・マネジメント検定・受験対策 WEB 講座」のお申し込みにあたり、大阪商工会議所への入会のお申し出を賜り、厚く御礼申し上げます。

「メンタルヘルス・マネジメント検定・受験対策 WEB 講座（I 種）」の“全 4 講”をお申込みいただく方で、ご所属のお会社・団体等が、大阪商工会議所にご加入されていない場合、大阪商工会議所に『特別個人会員』として入会いただきますと、受講料が「一般料金：55,000 円」のところを、実質「49,600 円」で受講可能になります。

つきましては下記のとおりお手続きを進めていただきますようお願いいたします。

○ 入会手続きの流れ

1. 別紙「会員入会申込書」の赤枠内のみご記入・押印の上、ご返送ください。

- ※ 黄枠内の「その他」以外に入会理由がある場合は、○印をつけてください。
- ※ 今回は 10 月入会ですので、会費は初年度年会費の半額（5,000 円）となりますが、次年度からの年会費は、10,000 円です。次年度、会員を継続されない場合は、**2027 年 2 月末までに大阪商工会議所会員組織担当（06-6944-6251）までご連絡ください。**ご連絡がない場合は、**2027 年 4 月に会費の請求書がお手元に届きます。**
- ※ 別紙「ご意向調査のお願い」も、よろしければご記入いただき、会員入会申込書とともにご返送願います。

2. 入会申込書の返送と同時に、49,600 円を銀行振込によりご納入ください。

内 訳：講座受講料（会員料金）	39,600 円（消費税 10%込）
大阪商工会議所加入金	5,000 円（非課税）
2026 年度年会費	5,000 円（非課税：特別個人会員）
振込先：りそな銀行 大阪営業部	（当座） 0 8 0 8 7 2 6
三菱 UFJ 銀行 瓦町支店	（当座） 0 1 0 5 2 5 1
三井住友銀行 船場（センバ）支店	（当座） 0 2 1 0 7 6 4
口座名：大阪商工会議所（オオサカシヨウコウカイギシヨ）	

※振込の際は必ず、ご依頼人番号『9080200351』と氏名の両方を入力してください。

※振込手数料はご負担ください。

3. 入会の承認後、会員証を郵送いたします（10 月上旬予定）。

○ 注意事項

1. ①受験対策講座のお申込み、②受講料＜49,600 円（加入金・会費含む）＞の入金、③会員入会申込書の到着の 3 点が弊所で確認できた時点で、受験対策 WEB 講座の申込受付が完了します。毎週月曜日 15:00 時点で弊所にて上記 3 点が確認できた方に、その週の金曜日をめどに ID・パスワード等を E メールでお知らせいたします。入会を希望されない場合は、下記担当までご連絡ください。その場合、一般料金の受講料（55,000 円）をお支払いください。
2. 初年度（2026 年度）会費は、半期分の 5,000 円となります。

3. 入会後は、退会のお申し出がない限り、次年度以降（2027 年 4 月～）も自動継続となり、年会費（10,000 円）が発生いたします。
4. 法人会員・団体会員として入会をご希望の場合は、会費金額が異なりますので別途下記担当までご連絡ください。

【 大阪商工会議所とは 】

- 商工会議所法に基づいて設立された地域総合経済団体。明治 11 年に大阪商法会議所として設立。初代会頭は、2015 年に NHK で放送された連続テレビ小説「あさが来た」で脚光を浴びた五代友厚。
- 主な会員は、大阪市内で事業をされている商工業者〔企業や団体、商店、個人事務所など〕ですが、本会議所の趣旨にご賛同いただける場合は、一般個人の方（大阪市内・市外を問わず）でも「特別個人会員」（※）として入会可能です。
※ 「特別個人会員」とは、企業や団体、個人事業主として入会するのではなく、個人として加入される会員を指します（大阪市内・市外を問わず）。
- 「特別個人会員」は、「部会」への所属と、商工会議所議員の選挙権・被選挙権はありませんが、大阪商工会議所の事業・サービスは通常の会員と同様にご利用いただけます。
- 大阪商工会議所の事業・サービスの詳細はホームページをご覧ください。（他の商工会議所の事業・サービスはご利用になれません）

＜本件担当＞大阪商工会議所 人材開発部検定担当（山田・松村・田中）

Tel：06-6944-6430 E-Mail：mental@osaka.cci.or.jp

大阪商工会議所 会頭 殿

大阪商工会議所の目的に賛同し、定款承認の上(令和 8)年(10)月より入会を申し込みます。記載内容については事実と相違なく、現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。

記入日 令和 年 月 日

▶ 該当するものにチェック ☒ を入れ、会費口数・金額をご記入ください。

会員種別 ◀記入用資料 1.参照	☒ 会 員 ☒ 特別会員(大阪市内に営業所・事業所等を有さない場合や商工業者でない個人等)	
会 費 ◀記入用資料 2. 3.参照	会費等の支払方法 ☒ 口座振替(原則として口座振替でお願いします) ☒ 銀行振込(請求書を送付します)	会費は、基準に準拠し、 ※10月入会の方の年会費は初年度のみ半額の5,000円となります(別途入金5,000円のご負担があります) 。次年度以降の年会費は10,000円。 右記の通り負担することを承諾します。 ☒ 個人会員口数 <u>1</u> □ × 10,000円 = 10,000 円 ※会費とは別に、初年度のみ加入金をご負担いただきます。 ◀記入用資料 2. 参照
特定商工業者に該当する方のみご記入ください。 ◀記入用資料 5.参照	毎年4月1日現在において、6か月以上大阪市内に事業所を有する「商工業者」のうち、①資本金額または払込済出資総額が300万円以上、②大阪市内の事業所の従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以上のいずれかまたは両方を満たす方が特定商工業者に該当します。	商工会議所法第10条から第12条の定めにより商工業者法定台帳の作成・管理・運用経費に充当する負担金の額(3,500円/年)[令和9年度から11年度まで]に ☒ 同意します ☒ 同意しません

▶ *印がある項目は必ずご記入ください。*1は法人の場合は必須、*2は大阪市内に事業所がある場合は必須、*3は団体の場合は必須、*4は特別会員以外は必須です。本商工会議所にて登録できる漢字は、JIS第2水準までとなっております。それ以外の漢字につきましては、カタカナでの登録となります。予めご了承ください。

*会社名(屋号) / 団体名	フリガナ		支社・支店名 (支社・支店で入会の方のみ)	フリガナ	法人・団体 / 社印・団体印 * 個人 / 本人印
登 代 表 者	*役職名	フリガナ		*氏 名	
*所 在 地	〒 <u> </u> (ビル名・部屋番号までご記入ください)				
ご 連 絡 先	*電話番号	()	FAX番号	()	—
*代表(連絡窓口) Eメールアドレス			ホームページ URL		

本社・本店・その他所在地 ◀記入例①参照	☒ 本社・本店 〒 <u> </u> ☐ その他 → 大阪市内所在地の登録が必要な場合のみご記入ください。	(ビル名・部屋番号までご記入ください)			
*1資本金額	万円	*従業員数	全社 人 うち大阪市内 人	*創業年月	(大・昭・平・令) 年 月
*事業内容	[具体的にご記入ください。記入例参照] 例) ○○機械部品の製造・卸売・小売			*2 大阪市内拠点事業開始年月	(大・昭・平・令) 年 月
				売上高(法人・個人)	*3 予算額(団体)
				億 万円 円 (～令和 年 月)	億 万円

*入会理由	該当するものに○印をお付けください。複数回答可。その中で最も該当する理由1つに◎印をお付けください。					
	☐ 取引先・販路の開拓、拡大 ☐ 人脈の拡大 ☐ 地域間・異業種交流 ☐ 融資、経営相談などの支部事業の利用 ☐ 共済・保険、福利厚生などの会員サービス ☐ 貿易証明の利用	☐ セミナーなどでの情報収集 ☐ 自業界、他業界の情報収集 ☐ 情報量の多さ ☐ 信用・知名度向上、社会的信用の獲得 ☐ 大阪に拠点を移設・新規開設 ☐ 大阪商工会議所議員選挙・選任の関係	☐ 関係先からの推薦・紹介 ☐ その他：具体的に ☒ メンタルヘルス・マネジメント検定試験受験対策講座受講のため			

*4 所属を希望する部会 特別会員記入不要 ◀記入用資料 4.参照	主要な事業に関係する部会を ▶第1部会 [] ▶第2部会 [] ▶第3部会 [] 右記より選択してください。 ①マテリアル ②機械 ③化学・エネルギー ④繊維 ⑤建設・建材 ⑥貿易 ⑦小売 (最低1つの部会は選択ください。) ⑧生活用品 ⑨紙・印刷 ⑩食料 ⑪金融 ⑫運輸 ⑬サービス産業 ⑭情報・通信
---	--

ご意向調査 《今後、皆様のニーズに即した事業、サービスを提供させていただくために活用いたしますので、必ずご記入ください。》

① 現在、貴社で興味・関心のあるテーマはどれですか?○印をお付けください。(複数可)

☐ ① 経営全般 ☐ ② 人事・労務・人材の確保と育成 ☐ ③ 事業承継・後継者確保 ☐ ④ 営業・販売・取引先開拓 ☐ ⑤ 企画・マーケティング ☐ ⑥ 法律・法務 ☐ ⑦ 経理・財務・税務 ☐ ⑧ 融資・資金繰り	☐ ⑨ 経費削減 ☐ ⑩ IT・情報化 ☐ ⑪ リスク管理・セキュリティ ☐ ⑫ 産業・技術・環境・産学連携 ☐ ⑬ ライフサイエンス ☐ ⑭ 小売・卸売・商店街 ☐ ⑮ 創業・ベンチャー ☐ ⑯ 都市活性化・まちづくり	☐ ⑰ 観光・文化 ☐ ⑱ 政治・経済全般 ☐ ⑲ 技能修得(語学・資格・検定・パソコンなど) ☐ ⑳ 海外情報・貿易 ☐ ㉑ 共済・保険など従業員の福利厚生 ☐ ㉒ デジタル変革
---	---	---

② 各種ご案内の送付について、「要」「不要」のいずれかに○印をお付けください。

要・不要 (1) DMIによる各種事業の案内 要・不要 (2) FAXによる各種事業の案内 要・不要 (3) メールによる部会案内 要・不要 (4) 大商メールステーションの登録	登録メールアドレス ① <u> </u> ② <u> </u>
--	---

③ ザ・ビジネスモールへの企業・団体情報の掲載について、どちらかにチェック☒を入れてください。▶ ☒ 掲載します ☒ 掲載しません

④ 閲覧用会員名簿への企業・団体情報の掲載について、どちらかにチェック☒を入れてください。▶ ☒ 掲載します ☒ 掲載しません

⑤ 「DM宛名シール・名簿作成サービス」の提供元データへの登録について、どちらかにチェック☒を入れてください。▶ ☒ 登録します ☒ 登録しません

記入者氏名	所属部署	部・課	紹介者(社)名 (職員名)	人材開発部検定担当
	電話番号	()	(会員番号) KT-K—	—

《定款・規約等》申込書のご記入前に必ずお読みください。

大阪商工会議所定款(抜粋)

(目的)

第1条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- (イ) 協同組合
- (ロ) 信用金庫
- (ハ) 労働金庫
- (ニ) 公社
- (ホ) 経済関係団体
- (ヘ) 医療法人
- (ト) 社会福祉法人
- (チ) 弁護士法人
- (リ) 監査法人
- (ヌ) 税理士法人
- (ル) 弁理士法人
- (ヲ) 産学連携、商工会議所事業等に関わる 学校法人、国立大学法人、公立大学法人
- (ワ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人、公益社団法人
- (カ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人、公益社団法人
- (ヨ) まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- (タ) 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- (レ) 司法書士法人
- (ソ) 行政書士法人
- (ツ) 政策金融機関
- (ネ) 日本放送協会
- (ナ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する独立行政法人

(2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- (イ) 医師
- (ロ) 歯科医師
- (ハ) 助産師
- (ニ) 弁護士
- (ホ) 公認会計士
- (ヘ) 司法書士
- (ト) 税理士
- (チ) 行政書士
- (リ) 弁理士

(3) 本商工会議所の地区内で引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2 前項に規定するもののほか、会員である商工業者、協同組合、信用金庫、公社又は商工業者をもって組織する経済団体に所属する取締役、監査役又は理事その他これに準ずる者であって、その推薦を受けた者は、本商工会議所の会員となることができる。

3 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 取引所
- (5) 会社
- (6) 相互会社

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。))が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑫役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

(加入)

第11条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続きにより、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の可否は、常議員会において決定する。

3 常議員会は、前項の可否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

4 第2項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

(会員の表決権)

第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。

3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4 前2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

5 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(会員の選挙権)

第13条 会員は、会費の負担口数に応じて、それぞれ次に掲げる個数の1号議員の選挙権を有する。ただし、1会員の有する選挙権の個数は、50個をこえることができない。

(1) 1口以上5口までは、1口につき3個

(2) 6口以上は、前号の個数に5口を増すごとに3個を加えた個数

2 特定商工業者である会員は、別に1個の選挙権を有する。

3 前条第2項及び第5項(この場合において以降の規定を除く。)(表決権の行使)の規定は、選挙権について準用する。

(会員の被選挙権)

第14条 会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者)は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。

(会員のその他の権利)

第15条 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

第16条 会員は前4条に規定する権利のほか、次に掲げる権利を有する。

- (1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。
- (2) 本商工会議所の施設を利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。
- (4) 何時でも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。
- (5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、何時でも、会頭に対し本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。
- (6) 第29条の任意登録台帳に登録されること。

(会費)

第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

2 加入金及び会費1口の金額ならびにその払込みの方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

(会員権の停止)

第18条 本商工会議所は、会費の滞納が3月に及ぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退)

第19条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりににおいて本商工会議所を脱退することができる。

- 2 会員は、次の事由によって脱退する。
 - (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名

(除名)

第20条 本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を、議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までにその旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 6月以上にわたって会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員
- (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為(①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を棄損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。))を行った会員
- (4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員
- 2 第18条第2項(処分の通知)の規定は、会員の除名について準用する。
- 3 除名されたものは、除名された日から少なくとも1年間は本商工会議所の会員となることができない。

(特別会員)

第21条 会員たるの資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

- 2 第10条第4項(資格)、第11条第1項、第2項及び第4項(加入)ならびに第16条(第6号を除く。))から前条まで(会員の権利、会費、会員権の停止、脱退及び除名)の規定は、特別会員について準用する。

大阪商工会議所会費・負担金・加入金規約(抜粋)

(会費1口の金額)

第1条 会費は、口数制とし、年額会費1口の金額は、下の通りとする。

- (1) 法人 18,000円
- (2) 団体 15,000円
- (3) 個人 10,000円

(負担口数の基準)

第2条 会員の負担する会費口数は、毎年4月1日における会員の資本金額又は払込済出資総額(以下本規約において「資本金額(出資額)」という。)又は予算額を基準とし、常任委員会の承認を得て定める。

(払込みの方法)

第4条 会費は、その年額を一括納入するものとする。

- 2 年度途中に加入した会員の初年度会費は第1項の規定にかかわらず、次の通りとする。
 - (1) 4月から9月末までに加入した会員の会費は年額とする。
 - (2) 10月から12月末までに加入した会員の会費は年会費の2分の1とする。
 - (3) 翌年1月より3月末までに加入した会員の会費は年会費の4分の1とする。

(返戻の禁止)

第5条 既に納入した会費は、如何なる理由がある場合においても、返戻することができない。

(加入金の金額)

第10条 加入金は、5,000円とする。

商工会議所法(抜粋)(昭和28年8月1日公布 法律 第143号)

(定義)

第七条

- 2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日(以下この項において「基準日」という。)まで六月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場(以下この条において「営業所等」という。)を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ公告した人数以上)である者
 - 二 基準日における資本金額又は払込済出資総額が三百万円以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上)である者

(法定台帳の作成)

第十条 商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。

- 5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。
- 6 商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。
- 7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第十一条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

- 2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

第十二条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

- 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

特定個人情報を含む個人情報保護基本方針

大阪商工会議所(以下「本会議所」)は、商工会議所法に基づいて設立された地域総合経済団体として、会員企業・団体はもとよりさまざまな規模や業種の商工業者、団体、地方公共団体、研究・教育機関の情報を取り扱っています。

このため、本会議所の事業活動を通じて得た特定個人情報を含む個人情報(以下、「個人情報」という)の保護に努めることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき、本会議所が保有する個人情報の適正な保護に最大限の対策を継続して実施いたします。

1.個人情報に関する法令の遵守

本会議所は、個人情報の取り扱いに関し、『個人情報の保護に関する法律』(個人情報保護法)その他の法令、および『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』(マイナンバー法)その他の法令を遵守して、個人情報を取り扱います。

2.個人情報の収集

本会議所は、利用目的をあらかじめ示した上で、適法かつ公正な手段によって、業務の遂行上必要な範囲において、個人情報を収集します。

3.個人情報の利用

本会議所は、個人情報の取得の際に示した利用目的の達成に必要な範囲内で、具体的な業務に応じて権限を有する者を限定し、業務の遂行上必要な範囲において個人情報を利用します。

また、本会議所は、特定個人情報については、法令で定められた範囲内においてのみ利用します。

4.個人データの第三者提供

本会議所は、特定個人情報を含む個人データにつき、ご本人による事前の同意を得ることなく、第三者への提供はいたしません。ただし、法令に基づく場合、人の生命・財産の保護のために必要な場合、警察・裁判所等の公的機関への協力のために必要な場合、関連団体間の共同利用や業務委託先への提供が必要な場合は、この限りではありません。

5.特定個人情報を除く個人データの委託

本会議所は、取得した特定個人情報を除く個人データの取り扱いを第三者に委託する場合があります。委託にあたっては、事前に個人データの取り扱いに関する秘密保持契約を締結した上で提供するなど、委託先の適正な管理を行います。

6.特定個人情報を除く個人データの共同利用

本会議所は、取得した特定個人情報を含む個人データを関連団体との間で共同利用する場合があります。その場合には、共同利用者の範囲、個人データの項目、利用目的、管理責任者等の事項を、あらかじめ通知または公表します。

7.個人データの適正管理

本会議所は、個人データの正確性を保ち、これを安全に管理します。また、個人データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する情報セキュリティ対策を講じます。

また、本会議所は、業務の遂行上必要のない個人データの持ち出しまたは外部への送信等による漏えいを防止します。

8.保有個人データの開示・訂正・削除

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせおよび保有個人データの開示・訂正等に関するお問い合わせは、末尾記載の窓口で承ります。ただし、保有個人データの開示請求の手数料は、1回につき550円(消費税込み)とさせていただきます。なお、郵送費等の実費は、ご本人の負担となります。

9.個人情報保護組織・体制

本会議所は、個人情報管理責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施します。また、常勤役員及び職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

10.個人情報保護の維持・改善

本会議所は、本方針を実行するため、「個人情報保護に関する大商コンプライアンス・プログラム(本方針・『特定個人情報保護管理規程』『特定個人情報を除く個人情報保護管理規程』及びその他の規程を含む)」を策定し、その遵守状況を点検・評価する等、定期的な監査を実施します。また、継続的に個人情報保護に対する取り組みを見直し、改善します。

11.問い合わせ窓口

本会議所が保有する個人情報の取り扱いに関するお問い合わせやご質問に関しては、下記の窓口へご連絡ください。

大阪商工会議所 経営情報センター 所内情報化担当

所在地:大阪市中央区本町橋2番8号

電話:06-6944-6321 FAX:06-6946-7214

お持ちの封筒をご利用いただき、ご郵送いただくことも可能です。

540-0029

こちらに
切手を
貼り付けて
ください

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所
検定担当
大阪
人材開発

封入物チエック

會員入會申込書

会員入会申込書送付専用封筒

ここにのりを塗ってください

＜封筒の作成手順＞

- ①点線に沿って、**1** ～ **3** の順に全て山折で折って下さい。
- ②色がついている箇所（折り重なっている箇所）に丁寧にのり付けして下さい（のり付け後、乾くまでお待ち下さい）。
- ③封入物(会員入会申込書など)を三つ折り入れて下さい。
- ④点線に沿って、**4** の箇所を山折で折る、のり付けして下さい。

こののりを塗って下さい。封筒の強度を増すために、この線より左側の余白部分にものりを塗って下さい。この線より右側にはのりがはみ出ないように注意下さい。

ここにのりを塗って下さい